

大和市条例第6号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（利用者負担額等の徴収）

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項第1号から第3号までに規定する市が定める額並びに法附則第6条第4項の規定により徴収する額（以下「利用者負担額」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業として大和市保育所設置条例（昭和62年大和市条例第9号）第2条に規定する保育所（以下「公立保育所」という。）において実施する事業に係る負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 法第59条第2号の規定による時間外保育（以下「延長保育事業」という。）に係る負担額 別表第2に定める額

(2) 法第59条第10号に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）に係る負担額 別表第3に定める額

(3) 法第59条第11号に規定する病児保育事業（以下「病児保育事業」という。）に係る負担額 別表第4に定める額

3 市長は、利用者負担額（公立保育所における保育に係るものに限る。）及び延長保育事業に係る負担額については、当該保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から徴収し、一時預かり事業及び病児保育事業に係る負担額については、当該事業による保育を受けた小学校就学前子ども等の保護者から徴収するものとする。

（利用者負担額等の減免）

第4条 市長は、支給認定子どもの支給認定保護者等が前条の利用者負担額等を負担する資力がないと認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、これを減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の4表を加える。

別表第1（第3条関係）

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる区分の認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額

(単位：円)

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層	定義		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯	0	
B	A階層には該当しない、市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいい、同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税又は均等割（同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。）のみ課されている世帯	3,000 (1,500)	
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額（この所得割の額を計算する場合には、規則で定める法令の規定は適用しないものとする。以下同じ。）が次の区分に該当する世帯	第1階層 77,100円以下	16,100 (8,000)
		第2階層 77,101円以上 211,200円以下	20,500 (10,200)
		第3階層 211,201円以上 281,600円以下	23,800 (11,900)
		第4階層 281,601円以上	24,700 (12,300)

() は、利用者負担額を半額とした場合の額

備考

- 1 階層区分の認定において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 階層区分の認定は、支給認定子どもの支給認定保護者及び当該支給認定保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の均等割の額及び所得割

の額の合計額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として認定する。

- 3 支給認定子どもの属する世帯が規則に定める世帯の場合で、次の表に掲げる階層に認定されたときの利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次の表の階層区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

(単位：円)

階層区分	利用者負担額 (月額)
B階層	0
C階層における第1階層	15,100 (7,500)

() は、利用者負担額を半額とした場合の額

- 4 規則で定める児童のいる世帯の支給認定子ども又は小学校就学前子ども(支給認定子どもを除く。)が規則で定める施設に入所等している場合の当該支給認定子どもの利用者負担額は、当該支給認定子どもが当該支給認定子ども等のうち最年長者である場合は当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分に応じた利用者負担額とし、当該最年長者の次に年齢の高い者である場合は当該世帯の階層区分に応じた利用者負担額の半額とし、これら以外の者である場合はこれを徴収しないものとする。
- 5 月の途中から特定教育・保育等を受け、又は受けなくなった支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該特定教育・保育を受けた日数に応じて、規則で定めるところにより計算するものとする。

- (2) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる区分の認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額

(単位：円)

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)					
階層	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法の規定による保護を受けている者の属する世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中	0	0	0	0	0	0

		国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の属する世帯							
B		A階層には該当しない、市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0	0	0	0
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)	6,900 (3,400)	6,700 (3,300)	6,700 (3,300)	6,500 (3,200)
		第2階層	48,600円以上 60,700円未満	10,900 (5,400)	10,700 (5,300)	10,000 (5,000)	9,800 (4,900)	9,400 (4,700)	9,200 (4,600)
		第3階層	60,700円以上 72,800円未満	13,800 (6,900)	13,500 (6,700)	13,100 (6,500)	12,800 (6,400)	12,100 (6,000)	11,800 (5,900)
		第4階層	72,800円以上 84,900円未満	16,700 (8,300)	16,400 (8,200)	16,300 (8,100)	16,000 (8,000)	14,900 (7,400)	14,600 (7,300)
		第5階層	84,900円以上 97,000円未満	19,700 (9,800)	19,300 (9,600)	19,500 (9,700)	19,100 (9,500)	17,700 (8,800)	17,300 (8,600)
		第6階層	97,000円以上 115,000円未満	24,800 (12,400)	24,300 (12,100)	21,500 (10,700)	21,100 (10,500)	19,500 (9,700)	19,100 (9,500)
		第7階層	115,000円以上 133,000円未満	29,900 (14,900)	29,300 (14,600)	23,500 (11,700)	23,100 (11,500)	21,300 (10,600)	20,900 (10,400)
		第8階層	133,000円以上 151,000円未満	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)	25,500 (12,700)	25,000 (12,500)	23,100 (11,500)	22,700 (11,300)
		第9階層	151,000円以上 169,000円未満	40,200 (20,100)	39,500 (19,700)	27,600 (13,800)	27,100 (13,500)	25,000 (12,500)	24,500 (12,200)

第10 階層	169,000 円以上 202,000 円未満	44,100 (22,000)	43,300 (21,600)	29,200 (14,600)	28,700 (14,300)	26,200 (13,100)	25,700 (12,800)
第11 階層	202,000 円以上 235,000 円未満	48,100 (24,000)	47,200 (23,600)	30,800 (15,400)	30,200 (15,100)	27,500 (13,700)	27,000 (13,500)
第12 階層	235,000 円以上 268,000 円未満	52,100 (26,000)	51,200 (25,600)	32,500 (16,200)	31,900 (15,900)	28,800 (14,400)	28,300 (14,100)
第13 階層	268,000 円以上 301,000 円未満	56,100 (28,000)	55,100 (27,500)	34,200 (17,100)	33,600 (16,800)	30,100 (15,000)	29,500 (14,700)
第14 階層	301,000 円以上 325,000 円未満	57,800 (28,900)	56,800 (28,400)	34,900 (17,400)	34,300 (17,100)	30,700 (15,300)	30,100 (15,000)
第15 階層	325,000 円以上 349,000 円未満	59,600 (29,800)	58,500 (29,200)	35,600 (17,800)	34,900 (17,400)	31,300 (15,600)	30,700 (15,300)
第16 階層	349,000 円以上 373,000 円未満	61,400 (30,700)	60,300 (30,100)	36,400 (18,200)	35,700 (17,800)	31,900 (15,900)	31,300 (15,600)
第17 階層	373,000 円以上 397,000 円未満	63,200 (31,600)	62,100 (31,000)	37,200 (18,600)	36,500 (18,200)	32,500 (16,200)	31,900 (15,900)
第18 階層	397,000 円以上 440,000 円未満	69,500 (34,700)	68,300 (34,100)	38,700 (19,300)	38,000 (19,000)	34,000 (17,000)	33,400 (16,700)
第19 階層	440,000 円以上 483,000 円未満	75,800 (37,900)	74,500 (37,200)	40,200 (20,100)	39,500 (19,700)	35,500 (17,700)	34,800 (17,400)
第20 階層	483,000 円以上 526,000 円未満	82,100 (41,000)	80,700 (40,300)	41,700 (20,800)	40,900 (20,400)	37,000 (18,500)	36,300 (18,100)

	第21 階層	526,000 円以上	88,500 (44,200)	86,900 (43,400)	43,200 (21,600)	42,400 (21,200)	38,500 (19,200)	37,800 (18,900)
--	-----------	----------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

() は、利用者負担額を半額とした場合の額

備考

- この表において「3歳未満児」とは、当該年度の初日の前日（以下「基準日」という。）に3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは、基準日に3歳に達し、4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは、基準日に4歳に達している支給認定子どもをいう。この場合において、年度中に異なる年齢区分の年齢に達した支給認定子どもであっても、当該支給認定子どもが基準日に達していた年齢による年齢区分を当該年度の年齢区分とする。
- この表において「保育標準時間」とは、法第20条第3項の規定により保育の利用について、1日当たり11時間までと保育必要量を認定された場合をいい、「保育短時間」とは、同項の規定により保育の利用について、1日当たり8時間までと保育必要量を認定された場合をいう。
- 階層区分の認定において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 階層区分の認定は、支給認定子どもの支給認定保護者及び当該支給認定保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の均等割の額及び所得割の額の合計額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として認定する。
- 法第19条第1項第2号に掲げる区分の認定を受けた支給認定子どもが特別利用教育を受けたときは、(1)の表を適用する。
- 同一世帯から2人以上の支給認定子ども又は小学校就学前子ども（支給認定子どもを除く。）が規則で定める施設に入所等している場合の当該支給認定子どもの利用者負担額は、当該支給認定子どもが当該支給認定子ども等のうち最年長者である場合は当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分に応じた利用者負担額とし、当該最年長者の次に年齢の高い者である場合は当該世帯の階層区分に応じた利用者負担額の半額とし、これら以外の者である場合はこれを徴収しないものとする。
- 月の途中から特定教育・保育等を受け、又は受けなくなった支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該特定教育・保育を受けた日数に応じて、規則で定めるところにより計算するものとする。

別表第2（第3条関係）

延長保育事業に係る負担額

（単位：円）

区分	保育時間帯	負担額(月額)	負担額(日額)
保育標準時間	午後6時から午後6時30分まで	2,000	500
	午後6時から午後7時まで	4,000	1,000
保育短時間	午前7時30分から午後5時30分まで	2,000	500
	午前7時から午後6時30分まで	4,000	1,000
	午前7時から午後7時まで	5,000	1,200

備考

- 1 この表において「保育標準時間」及び「保育短時間」とは、それぞれ別表第1（2）の表備考第2項に規定する保育標準時間及び保育短時間をいう。
- 2 支給認定保護者が当該事業による保育を利用するために規則で定める方法により行う承認を受けた場合の負担額は、この表の月額を適用し、当該承認を受けずに利用する場合（1月につき1回を限度とする。）の負担額は、この表の日額を適用する。
- 3 この表の規定にかかわらず、当該事業による保育を利用する支給認定子どもの属する世帯が別表第1（2）の表のA階層に該当する場合は、負担額を徴収しない。

別表第3（第3条関係）

一時預かり事業に係る負担額

（単位：円）

年齢	利用時間	基準額
3歳未満	4時間以内	4,000
	4時間を超え8時間以内	8,000
3歳以上	4時間以内	2,700
	4時間を超え8時間以内	5,400

備考

- この表において「3歳未満」とは、小学校就学前子どもの年齢が利用月（当該事業による保育を利用する日の属する月をいう。以下この表において同じ。）の初日の前日に3歳に達していない場合をいい、「3歳以上」とは、同日に3歳に達している場合をいう。
- 負担額は、この表の基準額に、利用日数（市長が別に定める方法により1週間につき3日を限度として承認した日数をいう。以下この表において同じ。）を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間を超えて当該事業による保育を利用したときは、1時間につき250円（3歳以上は170円）を当該額に加算するものとする。
- 月の途中で当該事業による保育を利用する場合の負担額は、基準額を利用機会日数（利用日数を利用月で合計した日数をいう。）で除したものに、利用機会残日数（当該利用月において当該事業による保育を利用することができる日数をいう。）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 当該事業による保育を緊急又は一時的に利用する場合（1週間につき3日を限度として利用する場合を除く。）は、この表の規定にかかわらず、日額として、1時間につき360円（3歳以上は210円）を徴収するものとする。
- この表の規定にかかわらず、当該事業による保育を利用する小学校就学前子どもの属する世帯が別表第1（2）の表のA階層に該当する場合は、負担額を徴収しない。

別表第4（第3条関係）

病児保育事業に係る負担額

（単位：円）

利用単位	負担額
1日	2,000

備考 この表の規定にかかわらず、当該事業による保育を利用する小学校就学前子ども等の属する世帯が別表第1（2）の表のA階層に該当する場合は、負担額を徴収しない。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。